

東京電力に対する損害賠償請求について

平成26年10月29日
弁護士 鈴木 宏 一

1 損害賠償請求の法的根拠

【原子力損害の賠償に関する法律】（原賠法）

第3条 第1項 本文（無過失責任、責任の集中等）

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

第2条（定義） 第2項（原子力損害）（要約）

原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用により生じた損害をいう。

⇒ 賠償されるべき損害について何らの限定を付さないことを表明したものの（東京地裁平成18年4月19日判決 判例時報1960号64頁）。放射線による人体被害に限定することなく、経済活動や日常生活等の人の行動を制限することによる被害もまた原子力事故と相当因果関係のある損害であれば、原子力損害に含まれる。

（日本弁護士連合会編「原発事故・損害賠償マニュアル」15、16頁）

【無限責任主義】

原子力損害賠償責任の履行を確保するため、原子力事業者は、保険機関との原子力損害賠償責任保険契約（同法8条）及び政府との原子力損害賠償保障契約（同法10条）を締結し、基金を用意するほか、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超え、かつ、同法の目的を達する必要があると認められる場合には、政府が必要な援助を行うことができる（同法16条1項）。

2 どのような損害に関して賠償請求できるか（資料1）

1 中間指針とは

平成23年8月5日、文部科学省におかれる原子力損害賠償紛争審査会が発表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針」（いわゆる中間指針）がその大枠を定めている。

ただし、中間指針で対象とされなかった項目がただちに損害賠償の対象とならないというわけではなく、個別具体的な事情に応じて対象とされ

たり、指針の追補により損害賠償の範囲が拡大されている。

第一次追補（平成23年12月6日）

自主的避難等に係る損害

第二次追補（平成24年3月16日）

政府による避難区域の見直し等に係る損害

第三次追補（平成25年1月30日）

農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害

（宮城県の風評被害が大幅に対象となる）

第四次追補（平成25年12月26日）

避難指示の長期化に係る損害

（帰還困難区域、大熊町、双葉町）

（一括慰謝料額加算、住居確保損害）

3 中間指針によってみとめられている損害賠償の対象

(1) 政府による避難等の指示等の対象地域

I、II、III、IV、

(2) 政府による避難等の指示等の対象外の地域

V 風評被害

農林漁業・食品産業、観光業、製造業等、輸出の営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）につき、原則として損害と認める類型を示している。

宮城県 当初 牛肉のみ

第三次追補

①農産物、②茶、③林産物（食用）、④牛乳・乳製品、⑤水産物（食用、飼料用）、⑥家畜飼料、薪・木炭、⑦家畜排泄物堆肥

VI 間接被害

第一次被害者との関係で、取引に代替性のない場合（販売先、調達先が地域的に限定されているもの）

4 総括基準

原子力損害賠償紛争審査会が定める中間指針の運用基準

（必要な都度出される、これまで14出されている）

営業損害に関する従来収入額の認定方法（前年度同期額、前年年額の12分の1×月数）

加害者審理不当遅延と遅延損害金

風評被害（製造業） →平均利益率32%

観光業風評被害（福島、茨城、栃木、群馬） →（東北5県、千葉）

→減収損害の7割（修学旅行減収損害は10割）

当事者間に争わない金額 →早期一部和解

3 原子力損害賠償の請求方法

1 直接請求

東京電力に対し、同社の案内する書式に記載し、損害賠償請求を直接行う。

(資料2)

【長所】 中間指針で認められている請求、根拠資料が充実→支払いが迅速にされる傾向

【短所】 中間指針で認められていない請求、根拠資料乏しい場合→認められること困難

2 原発ADR

原子力損害賠償紛争解決支援センターに対し、東京電力を相手方として、損害賠償について和解の仲介を申し立てる。

※「ADR」(Alternative Dispute Resolution)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のこと。裁判外紛争解決手続と訳されている。

【長所】 中間指針で認められていない損害についても広く取り上げられる。

立証も訴訟より緩やかな立証で足りる。

訴訟よりは比較的早期の解決可能。

弁護士費用も3%認められる。

【短所】 中間指針に定める避難慰謝料の大幅増額困難、中間指針に定めのない「ふるさと喪失慰謝料」等の請求困難

3 民事訴訟

裁判所に対し、東京電力(及び国)を被告として、損害賠償請求の民事訴訟を提起する。

【長所】 中間指針で認められない損害も請求可能

ADRで解決できなかった損害の解決可能

(特に総体としての精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料(包括的慰謝料))

遅延損害金、弁護士費用10%請求可能

【短所】 厳密な立証が求められる。

時間がかかる。

4 原発ADRでの解決例

(宮城県の個人・法人事業者の解決例。)

(●はみやぎ原発損害賠償弁護団によるもの)

- ① 宮城県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。
- ② 宮城県で稲わらを買い付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。
- ③ ●宮城県の牛肉等の畜産加工品の製造・販売業者が販路と需要の拡大を見越して工場新設等の設備投資を行ったが、原発事故の風評被害により売り上げが予定外に落ち込んだことによる逸失利益や検査費用が賠償

された事例。

- ④ ●宮城県の椎茸等の栽培・販売農家が出荷制限等により生産再開を断念したことによる逸失利益が賠償された事例。
- ⑤ ●福島県内の養豚業者が原発事故により廃業したため、その養豚業者の豚を運送してきた宮城県の業者が被った営業損失について、直近6か月間の営業利益に相当する賠償がなされた事例。
- ⑥ ●宮城県近海で漁業を営んでいたが、風評被害の影響等により廃業に追い込まれた漁業者の営業損害（廃業から6年分の逸失利益×寄与率25%）が賠償された事例。
- ⑦ ●宮城県内の水産物加工販売会社が、取引先である福島県内の食材販売会社の原発事故による事業所閉鎖のため被った1年間の営業損害につき賠償された事例。
- ⑧ ●宮城県内のエノキ茸栽培農家が、県内産床材使用自粛指導を受け廃業したことによる逸失利益（3年分×寄与率50%）が賠償された事例。

5 相当因果関係

1 事実的因果関係（条件関係）

Pがなかったなら、Qは生じなかった

2 相当因果関係

事実的因果関係のある損害のうちどの範囲の損害を賠償すべきか

⇒ 相当因果関係の問題

その損害がその事故によって通常発生する程度、範囲を超えていないかどうかは一般的には問われる。

《原子力損害の特徴》

- 原子力事故がもたらす被害の甚大さと場所的・内容的・時間的広がりとには計り知れぬものがあり、原子力損害の外延を客観的にとらえ切ることはできない。未知の領域の問題。
- 原賠法の被害救済の観点（無過失責任・無限責任）からも、「通常発生する程度、範囲」は謙虚に見るべき。

3 具体的な問題

【直接損害】事例②、④

出荷制限による減収、除染費用など

【間接損害】事例⑤

代替性がないことの疎明

【風評被害】事例①、③、④、⑥

原発事故の寄与率をどうみるか。補償期間をどこまでみるか。

6 消滅時効

1 民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

2 時効の中断

民法147条

時効は、次の事由によって中断する

- 一 請求
- 二 差押さえ、仮差押又は仮処分
- 三 承認

3 東日本大震災原子力発電所事故賠償請求権消滅時効特例法 (H25. 12. 11成立、施行)

第3条

特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用については、同条前段中「3年間」とあるのは「10年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

7 弁護士への相談・依頼方法

1 一般的相談窓口

①仙台弁護士会法律相談センター

(仙台、大河原、古川、石巻、登米、気仙沼)

(仙台) 022-233-2383

(問い合わせ 平日10時～17時)

(石巻) 石巻法律相談センター 0225-23-5451

(問い合わせ 平日10時～16時)

※震災特例法(資料9)により、宮城県等の被災地に居住していた方や営業所を有していた方(法人を除く)の相談料は無料(3回まで)

②日本司法支援センターみやぎ(法テラス宮城)

050-3383-5538

(問い合わせ 平日10時～17時)

日本司法支援センター東松島(法テラス東松島出張所)

050-3383-0009

(問い合わせ 平日10時～17時)

※資力要件あるが3回まで無料

震災特例法の無料相談(3回まで)を利用することも可能

2 専門相談窓口

みやぎ原発損害賠償弁護団

専用電話 022-399-8122

(問い合わせ 平日10時～17時)

弁護団所属弁護士25名(築館、石巻、大河原、岩沼、各1名)

3 依頼の流れ

一般的な流れ

①相談→②料金等の協議・合意→③依頼→④弁護士による任務開始

※弁護士費用については、法テラスを利用し、立て替え払いを受けること

ができる。

原発損害賠償請求事件については、震災特例法（資料9）により、利用者の資力にかかわらず弁護士費用の立て替え払いを受けることができる。

（法テラスに対する立替金返還は、事件終了時から開始（一括ないし分割））。

※みやぎ原発損害賠償弁護団が原発ADR申立ての依頼を受ける場合の弁護士費用（この場合は法テラスを利用しない）

着手実費 個人（1世帯）2万円、事業者（法人・個人）1社3万円

成功報酬 賠償額の5%（ただし、このうち3%は東電が負担）

みやぎ原発損害賠償弁護団が個別訴訟の依頼を受ける場合の弁護士費用

（法テラスを利用し、着手金、報酬金等は法テラスの定める基準による）

8 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）（和解手続きの流れ、賠償事例）